

以下の内容は、仙台市が平成23年 5月20日付けで発行した「生活支援情報（第 8 号）」から転載したものです。

住宅や家財等に被害を受けられた方への所得税還付について

- 東日本大震災で住宅や家財などに被害を受けられた方は、震災特例法の適用を受けるための手続きをしていただくことで、平成22年分の所得税（給料などから源泉徴収された所得税や確定申告で納付した所得税）の全部又は一部の還付を受けられる場合があります。
- 次の必要書類をご準備の上、住所地を所轄する税務署または避難先の最寄りの税務署でご相談ください。なお、これらの書類をお持ちでない方は、ご相談の際にお申し出ください。

■必要書類

- ①被害を受けた資産について以下のもの
 - ・取得時期、取得価額の分かるもの
 - ・修繕、取り壊し、除去などを行った場合、その費用が分かるもの（見積書、領収書など）
 - ・被害を受けたことで保険金を受け取る場合、その金額が分かるもの
- ②市町村から交付された「り災証明書」
- ③還付金振込先となる金融機関名及び口座番号の分かるもの
- ④平成22年分の確定申告をしていない方は、源泉徴収票や社会保険料控除証明書など、平成22年分の所得金額や所得控除額の分かる書類
- ⑤平成22年分の確定申告書を提出している方は、平成22年分の確定申告書の控え

アルバムや写真、^{いはい}位牌等の展示・引き渡しを行っています

○津波被害地域で、市民の方や自衛隊、仙台市などが回収したアルバムや位牌などを、次のとおり展示し、所有者やそのご家族にお引き渡ししています。

■期間＝ 7月31日(日)まで(土・日曜日、祝日も行います)

■受付時間＝午前10時～午後 5時

■展示場所等

回収場所	展示場所	アクセス	問い合わせ
宮城野区	東部市民センター 3階体育館 (宮城野区平成一丁目 3-27)	市営バス「平成二丁目」下車、徒歩 2分 宮城交通、避難所巡回バス「苦竹一丁目」下車、徒歩 7分	宮城野区区民生活課 TEL291-2111(代表)
若林区	若林区中央市民センター別棟 3階 ホール (若林区保春院前丁3-1)	市営バス、避難所巡回バス「若林区役所前」下車、すぐ	若林区まちづくり推進課 TEL282-1111(代表)

★貴重品の引き渡しに当たっては、身分証明書の写しをいただく場合がありますので、運転免許証等、ご本人であることが確認できるものをお持ちください。



発行所
 〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
 仙台市福祉プラザ8階
 財団法人仙台市障害者福祉協会
 TEL 022-266-0294(代)
 FAX 022-266-0292
 発行人 阿部一彦

定価 500円/年

■問い合わせ
 仙台北税務署TEL222-8121
 仙台中税務署TEL783-7831
 仙台南税務署TEL306-8001

損壊した家屋等の解体・撤去を始めます

○東日本大震災により家屋等に甚大な被害を受けられた方々を支援し、危険建物等の二次被害を防止するため、倒壊の恐れがある個人の家屋や中小企業者の事業所等について、所有者の申し出に基づき、市が損壊家屋等の解体・撤去を行うこととし、その受付を開始します。

■**対象**＝個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等(★)で、り災証明書において「全壊」または「大規模半壊」と判定された物件。ただし、個人が自ら居住することを目的とする住宅やマンションについては、「半壊」と判定された物件を含みます。

★中小企業者が所有する事業所等…中小企業基本法に定める中小企業者等(これに準じる公益法人等を含む)が所有する事業所や賃貸マンション等。

■**受付期間**＝5月23日(月)から当分の間

■**受付時間**＝午前9時～午後4時半

■**受付窓口**

(1) 個人、公益法人等の方(当面、土・日曜日、祝日も受け付けます)

青葉区役所 2階特設会場
宮城総合支所 2階窓口
宮城野区役所 6階ホール
若林区役所 4階第2会議室
太白区役所 1階ロビー
秋保総合支所 1階窓口
泉区役所 東庁舎3階特設会場

※解体・撤去の対象物件が所在する地域の区役所・総合支所でのみ受け付けます。

(2) 法人格を持つ中小企業者の方(平日のみ受け付けます)

経済局地域産業支援課(市役所北庁舎5階)

■**必要書類**

(1) 願出書(様式は受付窓口で配布しているほか、市ホームページからも取り出せます)

※代理の方が願い出る場合は委任状が必要です。

(2) り災証明書(原本)

(3) 対象家屋・事業所等の登記事項証明書

(4) 対象家屋・事業所等の現況写真(建物全体が分かるもの)

(5) 運転免許証等の身分証明書

(6) 商業・法人登記簿謄本(法人格を持つ中小企業者、公益法人等の方のみ)

★その他、共有の場合は所有者全員の同意書が、賃貸物件の場合は借借人の同意書が必要になるなど、個別の事情によって必要書類を追加していただく場合があります。詳しくは下記の専用ダイヤルへお問い合わせください。

■**問い合わせ**

「損壊家屋等の解体・撤去」専用ダイヤル
TEL263-8590(午前9時～午後5時)

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します
避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤル TEL214-3805に
ご連絡ください。